

令和7年度 喜多方市移住者住宅取得支援事業補助金 概要

1 目 的

県外・会津13市町村外から本市への移住を支援するため、移住者の住宅取得に要する費用の一部を補助します。

2 内 容

(1) 補助対象者：下記①と②に該当し、かつ補助金の交付申請の日において申請期限以内であること。

① 補助対象となる方	② 補助対象となる住宅
ア 市内に住宅を取得し移住※1した方	ア 市内に所在していること
イ 取得した住宅に転入し定住する方	イ 新たに住宅の新築または売買に係る契約を締結し取得した住宅であること
ウ 市税等の滞納がなく暴力団員等でない方	ウ 補助対象者およびその配偶者の所有権持分の合計が2分の1以上であること
エ 居住地域の自治会（行政区）に加入し地域活動に協力できる方	エ 補助対象者またはその配偶者の3親等以内の親族から取得したものではないこと（中古のみ）
オ 福島県多世代同居・近居推進事業補助金と併用していない方	オ 別荘など一時的な利用に供するものではないこと

※1 移住には、次のすべてを満たすことが必要です。

- I 基準日の10年前から本市を含む会津13市町村への転入日までの間、会津13市町村に住民登録がないこと。
(会津13市町村とは、会津若松市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町および喜多方市のこと。)
- II 上記①における会津13市町村への転入日が、基準日の前2年以内または基準日以降であること。
なお、世帯の場合は、夫婦および子供のいずれもが移住の条件を満たすことが必要となります。

- (2) 補助対象経費：住宅の取得経費（補助率：新築 1/5 以内、中古 1/2 以内）※土地代は含みません
- (3) 基 準 日：新築 所有権保存登記日、中古 所有権移転登記日
- (4) 申 請 期 限：新築 基準日から6カ月以内、中古 基準日から1年以内
- (5) 補 助 条 件：基準日以後5年以上、市内に取得した住宅に定住すること
- (6) 補 助 額：



区分	年齢	補助基本額	県外移住者加算額※2	補助上限額
新築	40歳未満	100万円	80万円	県外移住者 最大180万円 県内移住者 最大100万円
	40歳以上	50万円	50万円	県外移住者 最大100万円 県内移住者 最大50万円
中古	不問	20万円	20万円	県外移住者 最大40万円 県内移住者 最大20万円

※2 県外移住者加算額は、福島県「来て ふくしま 住宅取得支援事業補助金」交付要綱および実施要綱に基づき、県の予算の範囲内で交付します。また、加算を受けるには要件があります。

3 申請受付期間 令和7年4月1日（火曜日） ～ 予算が終了するまで

4 事前相談 申請にあたっては、必ず事前相談を行ってください。訪問日時の予約をお願いします。

お問合せ先：喜多方市 企画政策部 地域振興課 きたかたぐらし推進室 ☎ 0241-24-5306